

業務委託契約書

委託者 _____ (以下「甲」と称する) と

受託者(社会保険労務士事務所) _____ (以下「乙」と称する) 及び、

再受託者 _____ (以下「丙」と称する) とは

下記の通り契約する。

契 約 事 項	委託業務の範囲	(1)労働・社会保険諸法令に基づく書類の作成、提出等 (2)労働・社会保険諸法令に基づく帳簿類の作成、管理、保管等 (3)労務管理に関する相談、指導、調査、立案等 詳細は別紙「委託業務の範囲及び報酬の内訳書」による。
	期 間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
	報酬額及び 支払方法	本契約に基づく報酬額、報酬細目、支払時期及び支払方法は内訳書による。
	特約事項	再委託先がある場合には、再委託先も本契約の当事者として契約し、受託者乙と再受託者丙は、ともに同等な受託者としての義務を果たすものとする。

第1章 業務の範囲

(委託業務の範囲)

第1条 甲と乙及び丙は委託業務の詳細を協議し、委託業務の範囲を別紙「委託業務の範囲及び報酬の内訳書」(以下「内訳書」という)の通り定めた範囲とする。

第2章 資料の取扱い、提供及び瑕疵責任

(特定個人情報の利用目的)

第2条 乙及び丙は、甲の委託に基づき、次の利用目的のため、甲から、個人番号を含む個人情報(以下「特定個人情報」という)の提供を受け、個人番号関係事務の取扱い及び本件業務を遂行するものとする。

(利用目的)

- ① 雇用保険届出事務※
- ② 健康保険・厚生年金保険届出事務※

③ 労働者災害補償保険法に基づく請求に関する事務

④ 賃金計算事務等

上記①～④に付随して行う事務(特定個人情報取扱事務を含む)

※①②の事務には、適用、給付及び助成金を含む。

(特定個人情報の利用制限)

第3条 乙及び丙は、甲から提供を受けた特定個人情報を、委託を受けた範囲でのみ利用するものとし、本契約で定めた利用目的以外には利用せず、第三者に提供しないことを約する。

(特定個人情報の安全管理措置等)

第4条 乙及び丙は甲から提供を受けた特定個人情報については安全管理措置を講じたうえで適切に取り扱うものとする。

- 2 乙及び丙は、特定個人情報の記録された磁気媒体等又は書類等を持ち出す場合は適切な安全管理措置を講じる。
- 3 乙及び丙は、自身の従業者が特定個人情報を取り扱うにあたり、必要かつ適切な監督を行う。
- 4 乙及び丙は、自身の従業者に特定個人情報の適正な取扱いを周知徹底するとともに適切な教育を行う。
- 5 乙及び丙は、特定個人情報の紛失、破壊、改ざん又は漏えい等の事故が発生した場合には、甲に直ちに通知するとともに、損害を最小限にとどめる措置をとるものとする。
- 6 乙及び丙は、前項の事故の後、甲と協議のうえ速やかに再発防止策を講ずるものとする。
- 7 第5項の事故により甲に損害が生じた場合は、甲は乙又は丙に対して当該損害の実損の範囲内で賠償を請求できるものとする。
- 8 乙及び丙は、本契約が終了した場合は、特定個人情報及び当該複製物を甲に返還し又は完全に消去するものとする。

(資料等の提供及び責任)

第5条 甲は、委託業務の遂行に必要な説明、書類、記録及びその他の資料(以下「資料等」という)を、その責任と費用負担において乙及び丙に提供しなければならない。

- 2 資料等は、乙又は丙の請求があった場合には、甲は速やかに提出しなければならない。資料の提出が乙又は丙の正確な業務遂行に要する期間を経過した後であるときは、それに基づく不利益は甲において負担する。
- 3 甲の資料提供の不足及び誤りに基づく不利益は、甲において負担する。
- 4 乙及び丙は、業務上知り得た甲の秘密を正当な理由なく他に漏らし、又は窃用してはならない。
- 5 乙及び丙は、甲から提供を受けた特定個人情報を所定の目的にのみ利用し、他に漏らし又は窃用してはならない。

(業務の瑕疵等)

第6条 業務処理の結果引渡しを受けた後、原則として1年間を瑕疵担保期間とし、甲の責に帰さない瑕疵が発見された場合、乙及び丙は誠意を以て解決に努める他、その瑕疵により甲が被った損害を賠償する。ただし、瑕疵担保期間経過後であっても、乙及び丙に故意又は重大な過失があった場合、乙及び丙は本条項の責任を免れない。

(損害保険の付保)

第7条 乙及び丙は業務遂行にあたり、期間中有効な自らが選択する賠償責任保険を付するものとする。

第3章 守秘義務

(守秘義務)

第8条 乙及び丙は、社会保険労務士法第21条(秘密を守る義務)、第27条の2(使用人等の秘密を守る義務)に基づき、業務上入手した甲及び甲の従業者に関する情報に関し、本契約終了後も第三者(家族、知人を含む)に漏洩してはならない。

2 乙及び丙は、自身の従業者に対して、前項同様の義務を課し、遵守させなければならない。

(個人情報及び特定個人情報の保護)

第9条 乙又は丙が業務の遂行に際して甲及びその関係者の個人情報及び特定個人情報を取り扱う場合、乙及び丙はそれらの個人情報及び特定個人情報を機密として保持し、第三者に開示・遺漏し及び委託業務以外の目的で利用してはならない。また、乙及び丙は、個人情報及び特定個人情報の紛失・破壊・改ざん等の防止に必要な以下の安全管理措置を講ずる。

- (1) 乙及び丙は甲及びその関係者のそれらの個人情報及び特定個人情報を入手するときは甲指定の担当者を通じて行うものとし、適正に入手する。
- (2) 第2条(特定個人情報の利用目的)に定める利用目的の達成に必要な範囲を超えて、特定個人情報を取り扱わない。
- (3) 乙及び丙は甲及びその関係者の個人情報及び特定個人情報の取扱いについて、第三者に漏えいしないよう事務所内管理責任者を定め、管理の徹底に努める。
- (4) 乙及び丙が保有する個人情報及び特定個人情報について、甲の従業員本人から当該本人が識別される個人情報及び特定個人情報の開示を求められたときは、本人に対し、甲に開示請求すべきことを回答し、甲から乙又は丙に開示を求めた場合は、甲に対し開示するものとする。
- (5) 個人情報保護法第25条及び番号法第11条に定める通り、甲は乙及び丙に対して必要かつ適切な監督を行う。

(成果物の現状変更及び譲渡禁止)

第10条 甲は、乙及び丙の承諾を得なければ、委託業務により作成された成果物(最終成果物だけでなく途中で作成された一切のものを含む)を変更し及び第三者に譲渡してはならない。

(成果物の権利の帰属)

第11条 無体財産権(著作権法第21条及び第23条から第28条に定める権利)は乙ないし丙に帰属する。

(反社会的勢力の排除)

第12条 甲並びに乙及び丙は、自己又は自己の役員若しくは経営に実質的に関与している者が、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下「暴力団員等」という)に該当しないこと及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明しかつ将来にわたっても該当しないことを確約する。

- (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- (3) 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的を持つてするなど不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- (5) 前各号の他、暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

2 甲並びに乙及び丙は、自ら又は第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約する。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし又は暴力を用いる行為
- (4) 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて甲の信用を毀損し又は甲の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

3 本契約に関連して、乙又は丙が第三者と再委託契約(以下「関連契約」という)を締結する場合において、当該関連契約の当事者又はその役員若しくは経営に実質的に関与する者が、暴力団員等又は第1項各号のいずれかに該当し又は当該第三者が第2項各号のいずれかに該当する行為が判明した場合には、甲は、乙及び丙に対して関連契約を解除するなど必要な措置を求めることができる。

(再々委託)

第13条 丙は、甲の書面による事前の承諾なくして、本契約に定める業務の全部又は一部を第三者に再委託することができない。

- 2 丙は、前項に基づき、本契約に定める業務の全部又は一部を第三者に再委託する場合は、本契約上で自己が負う義務と同等の義務を再々委託先である第三者(以下「再々委託先」という)に負わせるものとし、乙及び丙自身も再委託先の行為につき連帯して責任を負うものとする。

(権利義務の譲渡禁止)

第14条 甲並びに乙及び丙は、相手方の事前の書面による承諾なく、本契約に生じた権利義務を第三者に譲渡、承継又は担保に供することができない。

(契約履行状況の監督)

第15条 甲は乙及び丙に対し、本契約の遵守状況につき随時報告を求めることができる。

- 2 本契約の履行を確保するため、甲は乙及び丙がとるべき措置を乙及び丙に対して指導又は指示することができる。
- 3 甲は、前二項の目的の達成のため、自身の従業員の立会いの下に乙及び丙の関係施設及び作業室等に立ち入ることができる。

第4章 契約期間

(契約期間)

第16条 表記「契約事項」の通りとする。

(契約の更新・解約)

第17条 契約終了日の3か月前までに甲、乙又は丙のいずれかの意思表示がない場合は、従前と同一の内容をもって、本契約は更新されるものとする。甲、乙又は丙いずれかが契約内容の変更の申出をする場合には、原則として契約終了日の3か月前に書面で行うものとする。

- 2 甲、乙及び丙は本契約の有効期間中において本契約を解約する場合は、原則として契約終了日の3か月前に書面で行うものとする。

(契約の解除)

第18条 甲、乙及び丙は相手方が以下の各号のいずれかに該当する場合、直ちに本契約を解除することができる。

- (1) 本契約に違反したとき
- (2) 正当な理由なく委託業務が行われなるとき
- (3) 甲又は乙若しくは丙の信用を傷付けたとき又は不利益をもたらしたとき
- (4) 支払を停止し、公租公課を滞納し督促を受け、保全差押え等の滞納処分を受け又は手形交換所及び金融機関から取引停止処分を受けたとき
- (5) 差し押さえ、競売又は強制執行等の公権力の処分を受けたとき
- (6) 破産手続開始、民事再生手続開始若しくは会社更生手続開始等の申し立てがなされ又は清算、任意整理に入ったとき

- (7) 信託関係に不安が生じたとき又は著しく信用を失墜する事実があったとき
 - (8) 監督官庁から営業停止又は営業免許若しくは営業登録取消の処分を受けたとき
 - (9) 財産状態が悪化し又はそのおそれがあると認められる相当の事由があるとき
 - (10) 事業を廃止し又は合併によらず解散したとき
 - (11) 甲又は乙若しくは丙、自身の役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等又は第12条(反社会的勢力の排除)第1項各号のいずれかに該当し、第12条(反社会的勢力の排除)第2項各号のいずれかに該当する行為をし又は第12条(反社会的勢力の排除)に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明したとき
 - (12) 甲又は乙若しくは丙が第12条(反社会的勢力の排除)第3項に定める措置を要求されたにもかかわらず、必要な措置を行わなかったとき
- 2 甲及び乙若しくは丙は、前項に定める解除事由が相手方に生じた場合、相手方が有する一切の債務につき、直ちに弁済期が到来したものとみなすことができる

第5章 報酬額・業務委託料

(業務委託料・報酬額)

第19条 表記「契約事項」の通りとし、内訳書に記載があるときはこれに従う。

ただし、本契約締結後、契約内容に変更が生じた場合、甲、乙は協議のうえ、業務委託料・報酬額を変更できる。

- 2 乙が丙に再委託する場合には、甲を乙と、乙を丙と読み替え、前項同様とする。

(途中解約の場合の報酬)

第20条 甲の都合により、契約期間の途中において解約する場合は、甲は既に経過した期間又は既に履行した業務内容に相当する報酬額を乙に支払わなければならない。

なお、いかなる場合であっても乙が契約時に受領した着手料は返還しない。

- 2 乙が丙に再委託する場合には、甲を乙と、乙を丙と読み替え、前項同様とする。

(費用負担)

第21条 委託業務遂行に必要な費用は原則として乙の負担とする。ただし、委託業務の作業に増加があった場合及び甲の負担とすることを事前に甲が承諾した費用については甲の負担とする。

- 2 乙が丙に再委託する場合には、甲を乙と、乙を丙と読み替え、前項同様とする。

(出張旅費及び日当)

第22条 業務に伴い宿泊を要する場合の費用等については、別紙内訳書に記載のとおりとする。

(支払方法)

第23条 原則として、甲は当月分を翌月20日までに乙に直接支払うか又は口座振込みと

する。

ただし、別途、内訳書に定めがある場合はこれに従う。

2 乙が丙に再委託する場合には、甲を乙と、乙を丙と読み替え、前項同様とする。

第6章 その他

(協議解決)

第24条 本契約書に規定のない事項並びに契約内容変更及び解釈に疑義が生じた場合には、社会保険労務士法の定めによる他、その都度、甲乙丙協議して解決するものとする。

(合意管轄)

第25条 甲乙丙において、万一、前条にて解決せず、紛争が生じた場合は、本契約に関する訴訟の管轄裁判所を神戸地方裁判所とする。

(存続条項)

第26条 本契約終了後も、第5条(資料等の提供及び責任)第4項及び第5項、第8条(守秘義務)及び本条は有効に存続するものとする。

本契約書は2通作成し、甲乙丙それぞれ記名押印のうえ、各自1通を所持するものとする。

令和 年 月 日

(甲) 所在地
事業所名
代表取締役 ⑩

(乙) 所在地
事務所名
社会保険労務士 ⑩

(丙) 所在地
事業所名
代表取締役 ⑩

委託業務の範囲及び報酬の内訳書

報 酬 細 目	金 額	摘 要
顧 問 報 酬		
(1)	労働保険手続き	
	社会保険手続き	
	就業規則作成、届出	
	労使協定の作成、届出	
	年金裁定請求	
	助成金申請手続き	
(2)	賃金台帳作成	
	労働者名簿作成	
(3)	人事制度作成	
	賃金計算業務	
	特定個人情報の取扱いに関する業務	
	旅 費	
	日 当	
	宿 泊 費	
着 手 料	%	
小 計		
消 費 税		
日 当		
<p>【支払方法】 報酬の支払は、当月分を翌月 20 日までに下記指定口座宛振込の方法をもって行うものとする。 <振込先名> 金融機関名： 本支店名： 預金種目： 口座番号： 口座名義人：</p>		

